

明細書等の共通出願様式について

平成20年11月5日
特許庁

1. 目的

明細書等（明細書、特許請求の範囲、要約書、図面）の共通出願様式（Common Application Format）を確立する目的は、三極いずれの特許庁にも出願することができる共通化された様式を定め、出願人の利便性を向上し、コストを削減することである¹。

2. 経緯

三極ユーザー団体の要望を受け、平成17年11月の三極特許庁会合において、作業部会の設立を合意。2年間計6回にわたる三極共通出願様式作業部会（WIPOもオブザーバとして参加）では、我が庁が議長を務め、検討を行った。

第4回作業部会（平成19年3月）は、三極会合では初の試みとして、三極ユーザー団体代表²の参加を得て開催され、共通出願様式の合意案が作成された。その後、三極特許庁はユーザー団体とともに模擬的案件を用いた試行結果を踏まえて合意案を修正し、第6回作業部会（平成19年11月）において最終合意に至った。

3. 共通出願様式への移行に伴う様式の変更

共通出願様式は、PCTをベースとしたものである。共通出願様式と整合させるため、我が国現行様式の項目名及び順序の変更が必要となる（資料7-2参照）。

4. 今後の予定

（1）国内出願

平成21年1月に共通出願様式に移行の予定である。移行のために特許法施行規則、実用新案法施行規則を改正し、電子出願システムの対応も行う。ただし、要約書中の「選択図」を願書に移動すること、及び配列表を別書類とすることについては、平成24年1月（特許庁運営基盤システム稼働時）に移行する予定である。

（2）PCT出願

国際出願法施行規則を改正し、平成21年1月に共通出願様式に対応の予定である。ただし、電子出願については、平成21年3月末にPCT電子出願システムに対応させ、受付を開始する予定である。

5. 審査基準の形式的な改訂（案）

先行技術文献情報開示要件等について、現行の様式に基づいて記載例や事例を説明しているが、共通出願様式の見出しを用いるよう形式的な修正を行う。

1. 共通出願様式に従った出願は、合意されている様式的要件に関しては、その後の補正なしに、国内／広域出願として三極特許庁のいずれにも受け付けられる。ただし、三極特許庁のそれぞれは、共通出願様式の要件よりも出願人にとって緩やかな要件を規定することができる（「共通出願様式の基本原則」）。

2. 日本：日本知的財産協会、日本弁理士会、米国：IPO、AIPLA、欧州：BUSINESSEUROPE、European Patent Institute